

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則（令和 7 年 1 2 月世田谷区規則第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「同年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 1 2 日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第 3 条第 2 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則の規定によりなされた民間空襲等被害者見舞金の申請（以下「申請」という。）は、この規則による改正後の世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則の規定によりなされた申請とみなす。